

和歌山県特定複合観光施設設置運営事業 募集要項 新旧対照表

赤字は修正箇所

頁	該当箇所	修正前	修正後
P. 6	3. (5)	(オ) その他 ①地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号） ②健康増進法（平成 14 年法律第 103 号） ③個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号） ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号） ⑤犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号） ⑥組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成 11 年法律第 136 号）	(オ) その他 ①地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号） ②健康増進法（平成 14 年法律第 103 号） <u>③感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）</u> ④個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号） ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号） ⑥犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号） ⑦組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成 11 年法律第 136 号）
P. 8	3. (7)	今後、和歌山県がさらに発展をしていくためには、これまでの取組に加えて、新たな成長産業を取り込んでいく必要があり、国内外から多くの観光客を惹き付け、大きな経済効果や雇用効果が見込める I R はその解決策の一つとなるものである。	今後、和歌山県がさらに発展をしていくためには、これまでの取組に加えて、新たな成長産業を取り込んでいく必要があり、国内外から多くの観光客を <u>引</u> き付け、大きな経済効果や雇用効果が見込める I R はその解決策の一つとなるものである。
P. 14	3. (11). キ	キ. I R 事業者は、I R 事業を安定的・継続的に運営できる能力及び体制を保持するために、以下の要件を満たすものとする。	キ. I R 事業者は、I R 事業を安定的・継続的 <u>かつ安全</u> に運営できる能力及び体制を保持する <u>とともに和歌山 I R に対する信頼と理解を確保する</u> ために、以下の要件を満たすものとする。
P. 14	3. (11). キ(イ)	(イ) I R 事業者と協力企業の間で、安定的・継続的に運営するための契約がなされていること。	(イ) I R 事業者と協力企業の間で、安定的・継続的 <u>かつ安全</u> に運営するための契約がなされていること。
P. 14	3. (11). キ(キ)	-	<u>(キ) 全般的なコンプライアンスの確保に取り組むこと。</u>

和歌山県特定複合観光施設設置運営事業 募集要項 新旧対照表

赤字は修正箇所

頁	該当箇所	修正前	修正後																																
P. 14	3. (11). キ(ク)	(キ) I R 整備法第39条第1項に規定するカジノ事業の実施に関するカジノ管理委員会の免許（I R 整備法第43条第2項の更新を受けた場合には更新後の免許を含む。以下「カジノ事業の免許」という。）を得るまでに進める準備（I R 施設の建設、調達等に係る契約、各種行為準則の策定、従業員の雇用・教育など）の段階から、その役員、株主等、従業員、契約の相手方等における反社会的勢力の排除の徹底に取り組むこと。	(ク) I R 整備法第39条第1項に規定するカジノ事業の実施に関するカジノ管理委員会の免許（I R 整備法第43条第2項の更新を受けた場合には更新後の免許を含む。以下「カジノ事業の免許」という。）を得るまでに進める準備（I R 施設の建設、調達等に係る契約、各種行為準則の策定、従業員の雇用・教育など）の段階から、その役員、株主等、従業員、契約の相手方等における反社会的勢力の排除の徹底に取り組むこと。																																
P. 14	3. (11). キ(ケ)	-	<u>(ケ)新型コロナウイルス感染症の発生も踏まえ、感染症対策その他の健康・衛生の確保のための取組を講じること。</u>																																
P. 18	3. (12). ク.(ウ)	I R 施設の設置に当たっては、建築基準法、港湾法、都市計画法等に基づく土地利用に関する計画との整合を図るため、それらの法律等に基づく手続が適切に行われなければならない。	I R 施設の設置に当たっては、 <u>当該施設が</u> 建築基準法、港湾法、都市計画法等に基づく土地利用 <u>規制と適合するよう、これらの</u> 法律等に基づく手続が適切に行われなければならない。																																
P. 21	3. (16)	なお、和歌山県では、2025年春頃の I R 開業を目指しているが、当該想定スケジュールは、国の定める区域整備計画の認定に係る期間、カジノ事業の免許の取得に要する期間、和歌山県による和歌山 I R の検討状況及び本公募の実施結果等を踏まえて、今後変更することがある。	なお、和歌山県では、2026年春頃の I R 開業を目指しているが、当該想定スケジュールは、国の定める区域整備計画の認定に係る期間、カジノ事業の免許の取得に要する期間、和歌山県による和歌山 I R の検討状況及び本公募の実施結果等を踏まえて、今後変更することがある。																																
P. 21	3. (16) 図表6	<p>【図表6 想定スケジュール】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時期</th> <th>項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2021年1月頃</td> <td>優先権者の選定</td> </tr> <tr> <td>優先権者選定後速やかに</td> <td>基本協定の締結</td> </tr> <tr> <td>2021年7月30日まで</td> <td>区域整備計画の認定申請</td> </tr> <tr> <td>2021年秋頃から冬頃</td> <td>国による区域認定</td> </tr> <tr> <td>区域認定後速やかに</td> <td>実施協定の締結</td> </tr> <tr> <td>2022年春頃</td> <td>土地の引き渡し</td> </tr> <tr> <td>2025年春頃</td> <td>I R 開業</td> </tr> </tbody> </table>	時期	項目	2021年1月頃	優先権者の選定	優先権者選定後速やかに	基本協定の締結	2021年7月30日まで	区域整備計画の認定申請	2021年秋頃から冬頃	国による区域認定	区域認定後速やかに	実施協定の締結	2022年春頃	土地の引き渡し	2025年春頃	I R 開業	<p>【図表6 想定スケジュール】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時期</th> <th>項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2021年春頃</td> <td>優先権者の選定</td> </tr> <tr> <td>優先権者選定後速やかに</td> <td>基本協定の締結</td> </tr> <tr> <td>2022年4月28日まで</td> <td>区域整備計画の認定申請</td> </tr> <tr> <td>2022年夏頃から秋頃</td> <td>国による区域認定</td> </tr> <tr> <td>区域認定後速やかに</td> <td>実施協定の締結</td> </tr> <tr> <td>2023年春頃</td> <td>土地の引き渡し</td> </tr> <tr> <td>2026年春頃</td> <td>I R 開業</td> </tr> </tbody> </table>	時期	項目	2021年春頃	優先権者の選定	優先権者選定後速やかに	基本協定の締結	2022年4月28日まで	区域整備計画の認定申請	2022年夏頃から秋頃	国による区域認定	区域認定後速やかに	実施協定の締結	2023年春頃	土地の引き渡し	2026年春頃	I R 開業
時期	項目																																		
2021年1月頃	優先権者の選定																																		
優先権者選定後速やかに	基本協定の締結																																		
2021年7月30日まで	区域整備計画の認定申請																																		
2021年秋頃から冬頃	国による区域認定																																		
区域認定後速やかに	実施協定の締結																																		
2022年春頃	土地の引き渡し																																		
2025年春頃	I R 開業																																		
時期	項目																																		
2021年春頃	優先権者の選定																																		
優先権者選定後速やかに	基本協定の締結																																		
2022年4月28日まで	区域整備計画の認定申請																																		
2022年夏頃から秋頃	国による区域認定																																		
区域認定後速やかに	実施協定の締結																																		
2023年春頃	土地の引き渡し																																		
2026年春頃	I R 開業																																		

和歌山県特定複合観光施設設置運営事業 募集要項 新旧対照表

赤字は修正箇所

頁	該当箇所	修正前	修正後
P. 26	5. (1)	<p>スケジュール（予定） 内容</p> <p>2020年3月30日 募集要項等に対する質問受付開始予定日</p> <p>2020年4月30日 募集要項等に対する質問受付終了予定日及び応募企業又は代表企業の参加資格審査書類の提出期限</p> <p>2020年5月頃 応募企業又は代表企業の参加資格審査結果の通知</p> <p>2020年6月頃 競争的対話の開始予定時期</p> <p>2020年9月25日 競争的対話の終了予定日</p> <p>2020年10月19日 提案審査書類の提出期限及びコンソーシアム構成員の参加資格審査書類の提出期限</p> <p>2020年11月頃 コンソーシアム構成員の参加資格審査結果の通知</p> <p>2021年1月頃 優先権者の選定</p>	<p>スケジュール（予定） 内容</p> <p>2020年3月30日 募集要項等に対する質問受付開始予定日</p> <p>2020年4月30日 募集要項等に対する質問受付終了予定日及び応募企業又は代表企業の参加資格審査書類の提出期限</p> <p>2020年5月頃 応募企業又は代表企業の参加資格審査結果の通知</p> <p>2020年6月頃 競争的対話の開始予定時期</p> <p>2020年9月25日 競争的対話の終了予定日</p> <p>2021年1月15日 提案審査書類の提出期限及びコンソーシアム構成員の参加資格審査書類の提出期限</p> <p>2021年2月頃 コンソーシアム構成員の参加資格審査結果の通知</p> <p>2021年春頃 優先権者の選定</p>
P. 29	5. (4). ア	<p>ア. 参加資格審査書類の受付期間</p> <p>2020年5月1日（金）9：30から10月19日（月）17：00まで（必着）</p>	<p>ア. 参加資格審査書類の受付期間</p> <p>2020年5月1日（金）9：30から2021年1月15日（金）17：00まで（必着）</p>
P. 30	5. (4). エ	<p>エ. コンソーシアム全体の参加資格審査結果の通知</p> <p>和歌山県は、応募企業又は代表企業に対して参加資格審査の結果を通知する。</p> <p>なお、参加資格審査結果の通知予定日は、2020年11月頃とする。</p>	<p>エ. コンソーシアム全体の参加資格審査結果の通知</p> <p>和歌山県は、応募企業又は代表企業に対して参加資格審査の結果を通知する。</p> <p>なお、参加資格審査結果の通知予定日は、2021年2月頃とする。</p>
P. 30	5. (5)	<p>(5) 応募企業又はコンソーシアム全体の参加資格審査後の変更</p> <p>応募企業又は代表企業及びコンソーシアム構成員について、参加資格審査書類提出後、コンソーシアム全体の参加資格審査書類提出期限までに、株主や役員の変更、直近の決算書類の確定等の状況変更が発生した場合、様式集及び記載要領（参加資格審査編）の定めるところに従い、参加資格審査書類を再提出すること。なお、変更後の参加資格審査結果の通知予定日は、2020年11月頃とする。</p>	<p>(5) 応募企業又はコンソーシアム全体の参加資格審査後の変更</p> <p>応募企業又は代表企業及びコンソーシアム構成員について、参加資格審査書類提出後、コンソーシアム全体の参加資格審査書類提出期限までに、株主や役員の変更、直近の決算書類の確定等の状況変更が発生した場合、様式集及び記載要領（参加資格審査編）の定めるところに従い、参加資格審査書類を再提出すること。なお、変更後の参加資格審査結果の通知予定日は、2021年2月頃とする。</p>

和歌山県特定複合観光施設設置運営事業 募集要項 新旧対照表

赤字は修正箇所

頁	該当箇所	修正前	修正後
P. 31	5. (7)	<p>(委員長)</p> <p>谷口 博昭 一般財団法人 建設業技術者センター 理事長、 芝浦工業大学 客員教授</p> <p>(副委員長)</p> <p>苗村 淑子 大阪成蹊大学 経営学部 客員教授</p> <p>(委員)</p> <p>池田 学 公認会計士・税理士、池田公認会計士事務所 代表、 税理法人 SORA 社員税理士</p> <p>久保 成人 東京空港交通株式会社 専務取締役</p> <p>坂井 浩史 公認会計士、RSM 清和監査法人 代表社員 神戸事務所長</p> <p>辻 義之 <u>野村証券株式会社</u> 顧問、元警察庁生活安全局長、 元和歌山県警察本部長</p> <p>宗本 順三 一級建築士、株式会社ラウムアソシエイツ一級建築士事務所 代表取締役、京都大学 名誉教授 工学博士</p> <p>山形 康郎 弁護士法人 関西法律特許事務所 パートナー</p> <p>吉川 左紀子 京都芸術大学副学長、同大学文明哲学研究所所長</p>	<p>(委員長)</p> <p>谷口 博昭 一般財団法人 建設業技術者センター 理事長、 芝浦工業大学 客員教授</p> <p>(副委員長)</p> <p>苗村 淑子 大阪成蹊大学 経営学部 客員教授</p> <p>(委員)</p> <p>池田 学 公認会計士・税理士、池田公認会計士事務所 代表、 税理法人 SORA 社員税理士</p> <p>久保 成人 東京空港交通株式会社 専務取締役</p> <p>坂井 浩史 公認会計士、RSM 清和監査法人 代表社員 神戸事務所長</p> <p>辻 義之 元警察庁生活安全局長、元和歌山県警察本部長</p> <p>宗本 順三 一級建築士、株式会社ラウムアソシエイツ一級建築士事務所 代表取締役、京都大学 名誉教授 工学博士</p> <p>山形 康郎 弁護士法人 関西法律特許事務所 パートナー</p> <p>吉川 左紀子 京都芸術大学副学長、同大学文明哲学研究所所長</p>
P. 31	5. (5)	ア. 提案審査書類の受付期間 2020年6月1日(月)9:30から10月19日(月)17:00まで(必着)	ア. 提案審査書類の受付期間 2020年6月1日(月)9:30から2021年1月15日(金)17:00まで(必着)
P. 32	5. (9). ア	予備調査は、I R事業者の役員予定者及びI R事業者の株主(当該株主が法人である場合は、当該法人の役員。以下同じ。)が暴力団員等に該当しない者であるかどうかについての和歌山県公安委員会への照会等、カジノ事業の免許を取得する上での欠格事由が存在しないことを確認するための調査等を行う。	予備調査は、I R事業者の役員予定者及びI R事業者の株主(当該株主が法人である場合は、当該法人の役員。以下同じ。)が暴力団員等に該当しない者であるかどうかについての和歌山県警察への照会等、カジノ事業の免許を取得する上での欠格事由が存在しないことを確認するための調査等を行う。
P. 34	6. (5)	和歌山県及びS P Cは、和歌山I Rの長期間にわたる安定的で継続的な実施に向けて、区域整備計画の認定後、国土交通大臣の認可を受けて、速やかに競争的対話に基づいて調整された実施協定書(案)でもって、実施協定を締結しなければならない。	和歌山県及びS P Cは、和歌山I Rの長期間にわたる安定的・継続的かつ安全な実施に向けて、区域整備計画の認定後、国土交通大臣の認可を受けて、速やかに競争的対話に基づいて調整された実施協定書(案)でもって、実施協定を締結しなければならない。

和歌山県特定複合観光施設設置運営事業 募集要項 新旧対照表

赤字は修正箇所

頁	該当箇所	修正前	修正後
P. 34	7	和歌山 I R を安定的かつ継続的に実施するため、I R 事業者の責任の履行確保の方法、事業計画及び報告や I R 事業者の権利及び義務等について、以下に示す。	和歌山 I R を安定的・継続的かつ安全に実施するため、I R 事業者の責任の履行確保の方法、事業計画及び報告や I R 事業者の権利及び義務等について、以下に示す。
P. 36	7. (5). イ.	イ. 法令等変更及び特定条例等変更 (ア) <u>基本協定締結後</u> 、和歌山 I R の事業期間終了日までの間に、法令等の変更又は新設（和歌山県及び和歌山市による特定条例等の変更又は新設を除く。）が行われ、和歌山県又は I R 事業者に損失が生じた場合、各自が負担する。 (イ) <u>実施協定締結後</u> 、和歌山 I R の事業期間終了日までの間に、和歌山県及び和歌山市による特定条例等の変更又は新設が行われ、I R 事業者に損失が生じた場合、実施協定に定めるところにより、和歌山県が負担する。	イ. 法令等変更及び特定条例等変更 (ア) 和歌山 I R の事業期間終了日までの間に、法令等の変更又は新設（和歌山県及び和歌山市による特定条例等の変更又は新設を除く。）が行われ、和歌山県又は I R 事業者に損失が生じた場合、各自が負担する。 (イ) 和歌山 I R の事業期間終了日までの間に、和歌山県及び和歌山市による特定条例等の変更又は新設が行われ、I R 事業者に損失が生じた場合、実施協定に定めるところにより、和歌山県が負担する。
P. 37	8. (1)	(1) 収賄等の不正行為の防止 和歌山県は、民間事業者の選定の公正性及び透明性の確保並びに収賄等の不正行為を防止するため、「和歌山県特定複合観光施設設置運営事業者選定業務に係る対応指針」を定め、これを運用している。和歌山県は、民間事業者選定時においてもこれを遵守し選定を行う。	(1) 収賄等の不正行為の防止 和歌山県は、民間事業者の選定の公正性及び透明性の確保並びに収賄等の不正行為を防止するため、 <u>接触ルールとして</u> 「和歌山県特定複合観光施設設置運営事業者選定業務に係る対応指針」を定め、これを運用している。和歌山県は、民間事業者選定時においてもこれを遵守し選定を行う。